

9 自然・環境

(1) 見沼・自然

- 45-1 見沼田んぼの総合情報発信基地の整備
- 45-2 国指定史跡見沼通船堀の保全
- 46 新セントラルパーク構想
- 47-1 目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト
- 47-2 水辺再生・サポート活動の推進
- 47-3 高沼用水路の整備
- 48 滞在型市民農園と農業交流施設の整備

(2) エネルギー・環境

- 49-1 全市立学校のエネルギーセキュリティ確保
- 49-2 メガソーラー推進事業 ～SUN-SUN Power Project～
- 49-3 市有施設太陽光発電設備設置プロジェクト
- 49-4 環境にやさしい小水力発電の推進
- 49-5 新クリーンセンター整備によるごみ発電の促進
- 49-6 木質等のバイオマスエネルギーの普及拡大
- 49-7 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の推進
- 49-8 市民ファンド等の市民参画による再生可能エネルギーの導入促進
- 50 環境センターからサーマルエネルギーセンターへ！ ～西部環境センターと東部環境センターの統廃合～

45-1 見沼たんぼの総合情報発信基地の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

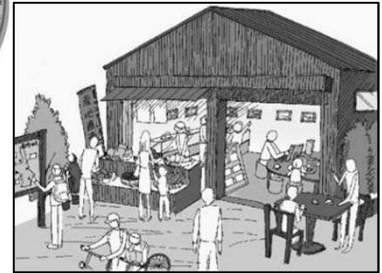
誰もがいつでも立ち寄れる見沼たんぼとするため、平成28年度末までに、見沼たんぼの総合的な情報発信や学習・休憩・サロン機能、作品展示等の機能を持たせた「新たな交流の場」を整備します。

【現状(平成25年7月末時点)】

- 平成23年度に「見沼圃基本計画アクションプラン」を策定し、見沼たんぼの保全・活用・創造を推進するために、地区・分野を横断する象徴的・持続的な市民プロジェクト(注)として、「新たな交流の場」づくりに向け、見沼区・緑区で地域懇談会を実施しました。



【新たな交流の場イメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	運営基本構想策定	取組内容	サービス内容・交流の場の機能や役割分担・組織体制など運営内容の検討
		工程	● 運営基本構想策定
平成26年度	運営実験	取組内容	①運営実験の場所探し ②期間を限定した運営実験 ③事業可能性・改善箇所の検討
		工程	① → ② → ③
平成27年度	拠点整備	取組内容	①交流の場候補地の選定 ②運営スタッフ募集と交流の場として拠点を整備
		工程	① → ②
平成28年度	新たな交流の場の設置	取組内容	新たな交流の場オープンに向けた研修や準備
		工程	● 新たな交流の場設置

(3) 達成時の効果(アウトカム)

見沼たんぼの総合的な情報発信基地として魅力を発信し、多世代交流の促進を図ることや地域経済の活性化に貢献できます。

注 市民プロジェクトとは、平成23年度に策定した見沼圃基本計画アクションプラン(計画期間平成24年度から平成28年度まで)に定めた、より多様で多くの方々の関わりの中で、多くの課題解決につながる横断的な取組のこと。

45-2 国指定史跡見沼通船堀の保全

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

見沼田んぼの歴史的資産を保全し、未来に引き継ぐため、平成28年度末までに、国指定史跡見沼通船堀の東縁^{こうもん}閘門^{ていとう}2基と堤塘を再整備します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・ 見沼田んぼを代表する歴史的資産である見沼通船堀では、平成6～9年度に史跡整備を行い、江戸時代の様子に復原しました。
- ・ 閘門開閉実演は、歴史再現行事として定着しています。
- ・ 前回整備から16年が経過して閘門や堤塘の傷みが進み、再整備が必要な時期を迎えています。



【 大勢の観覧者でにぎわう
見沼通船堀閘門開閉実演 】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	見沼通船堀の再整備方法を検討	取組内容	①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀の全体の再整備方法を検討(国・県との協議) ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開等
		工程	①②③
平成26年度	見沼通船堀の再整備方針を決定	取組内容	①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀の全体の再整備方法を検討(指導検討会、国・県との協議) ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開等
		工程	①②③
平成27年度	見沼通船堀東縁の再整備実施設計を実施	取組内容	①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀の全体の再整備実施設計(東縁) ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開、パンフレット発行等
		工程	①③
平成28年度	見沼通船堀東縁の閘門2基、堤塘の再整備工事を実施	取組内容	①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀東縁の堤塘・閘樫の再整備工事 ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開等
		工程	①③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

優れた文化財の持つ価値を将来にわたって継承できます。また、歴史的資産を大切にしているまちとして、市民が誇りに思えるようになります。

4 6 新セントラルパーク構想

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

見沼たんぼの自然・歴史・文化を次世代に引き継ぐとともに、広域的な防災拠点の整備に向けて、平成28年度末までに、セントラルパークの次期整備地区(約10ha)の整備に必要な環境アセスメントの手續に着手します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・見沼たんぼと市民を繋ぎ、見沼たんぼの保全・活用・創造を先導する拠点として、セントラルパーク基本構想を策定しました。
- ・セントラルパーク基本構想のうち、先行整備地区として、平成19年11月に合併記念見沼公園(約4ha)を開設しています。



【セントラルパーク次期整備地区予定地】
(奥が次期整備地区)

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	整備方針のとりまとめ	取組内容	次期整備地区についての、防災部局や埼玉県との調整を行い、防災機能を加味した整備手法等整備方針のとりまとめ
		工程	—————→
平成26年度	基本構想の改定	取組内容	関係機関及びセントラルパーク市民協働会議(注)関係者と協議を行い、次期整備区域の基本構想を改定
		工程	—————→● 基本構想の改定
平成27年度	見沼土地利用協議	取組内容	基本構想を基に、見沼たんぼの規制について関係各署との協議を行うとともに、環境評価調査の事前準備を実施
		工程	—————→
平成28年度	環境アセスメント調査計画書の作成	取組内容	さいたま市環境影響評価条例に基づき、調査計画書を作成し、公告・縦覧
		工程	—————→ 調査計画書の作成 → 公告・縦覧

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民が自然に親しむ空間を創出できるとともに、災害時に広域的な防災拠点として活用できます。

注 セントラルパーク市民協働会議とは、地域団体、市民団体、生態系保護団体及び行政等で組織され、見沼たんぼと市民をつなぐ諸施策及び公園の運営管理を実現させるため、市民と行政が対等な立場で協議・活動ができるよう、平成19年度に設置したもの。
担当 都市局 都市計画部 都市公園課 電話:048-829-1420

47-1 目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民、団体、事業者と行政の協働による絆の象徴ができるよう、20km以上の桜回廊の整備を目指して、平成28年度末までに、3.2kmの桜回廊と15か所の憩いの場を整備します。

【現状(平成25年7月末時点)】

- ・見沼代用水沿いには、市民や団体などにより1,600本の桜が植樹され、西縁18.5kmのうち約11.1km、東縁10kmのうち約6.3km、見沼通船堀の0.8kmの総延長18.2kmに及ぶ桜回廊がつくられてきました。
- ・植えられていない区間を繋げることで、世界一をうたう弘前市を上回る20km以上の桜回廊をつくることができます。



【見沼代用水 西縁(左)と東縁(右)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	実行委員会の設立 桜の植樹(約800m)	取組内容	①現況把握、植樹可能地調査、植樹仕組みづくり ②実行委員会設立と、シンボル事業として植樹祭の開催
		工程	
平成26年度	桜の植樹(約800m)	取組内容	①桜植樹(約800m)、維持管理、植樹祭の開催、事業PR ②桜回廊散策路整備調査、憩いの場(5か所)整備
		工程	
平成27年度	桜の植樹(約800m)	取組内容	①桜植樹(800m)、維持管理、植樹祭の開催、事業PR ②桜回廊散策路・憩いの場(5か所)整備
		工程	
平成28年度	桜の植樹(約800m)	取組内容	①桜植樹(800m)、維持管理、植樹祭の開催、事業PR ②桜回廊散策路・憩いの場(5か所)整備
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民の憩いの場が形成されるとともに、市民の絆の強化や、日本一の桜回廊を皆でつくるという”誇り”の形成に寄与します。

47-3 高沼用水路の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民が水と親しみ憩える親水空間を創出するため、平成28年度末までに、高沼用水路の親水型歩行空間を約2.6km整備します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・高沼用水路東西縁(総延長約5km)について、親水型歩行空間の創出として整備を進めています。
- ・しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会において、委員から、市民が憩える親水空間の整備について、継続的に取り組むべきとの意見がありました。



【親水型歩行空間】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	約0.5km整備 (整備率18%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (南区関1丁目付近と中央区鈴谷9丁目付近)			
		工程	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">① </div> <div style="width: 50%;">② </div> </div>			
平成26年度	約0.6km整備 (整備率31%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (中央区新中里3丁目付近と中央区鈴谷6丁目付近)			
		工程	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">① </div> <div style="width: 50%;">② </div> </div>			
平成27年度	約0.7km整備 (整備率45%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (中央区新中里2丁目付近と中央区鈴谷5丁目付近)			
		工程	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">① </div> <div style="width: 50%;">② </div> </div>			
平成28年度	約0.8km整備 (整備率61%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (中央区大戸6丁目付近と中央区鈴谷5丁目付近)			
		工程	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">① </div> <div style="width: 50%;">② </div> </div>			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

浸水被害の軽減と、市民が川や水と親しみ憩えるようになることで、心の安らぎや潤いを得ることができます。

48 滞在型市民農園と農業交流施設の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

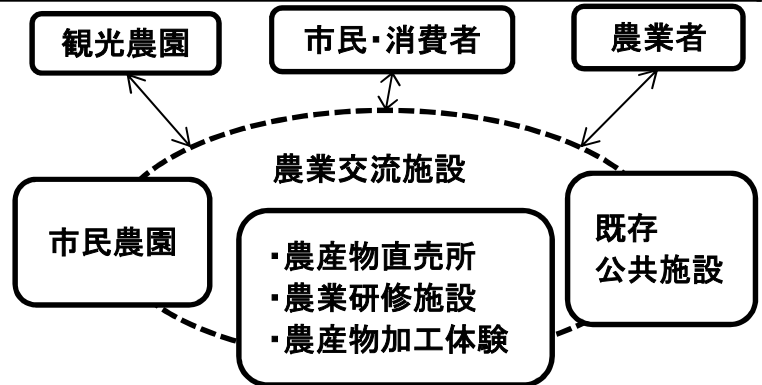
地産地消の推進のため、平成28年度末までに、農産物直売所、農業研修施設などの施設を軸に、市民農園や観光農園等と連携した、農業交流施設の整備工事を完了します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

・しあわせ倍増プラン2009「市民農園の整備」については、目標を達成しました。

市民農園 74か所(目標:72か所)

見沼たんぼ内 9か所(目標:9か所)



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表) 【農業交流施設の機能と連携のイメージ】

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	関係部局による整備方針の策定	取組内容	①関係部局による将来整備方針を策定 ②開設場所、施設用地の検討、選定 ③滞在型市民農園や農産物直売所等に対するニーズの調査 ④策定中の農業振興ビジョンの重点プロジェクトへの位置付け
		工程	①②③④ →
平成26年度	交流施設の基本構想の策定	取組内容	①市民農園整備促進法に基づく開設主体及び運営主体の検討 ②市民農園開設費用及び運営費用のシュミレーション ③連携する農業者やJA、生産団体関係団体と運営協議 ④交流施設構成(農産物直売所、農業研修施設等)などの基本構想策定
		工程	①②③④ →
平成27年度	交流施設基本設計、実施設計の作成	取組内容	①市民農園開設準備(地権者協議・市民農園の設計) ②交流施設の周辺整備、施設を含めた設計の作成
		工程	①② →
平成28年度	交流施設工事完了	取組内容	①周辺整備、施設を含めた交流施設整備工事 ②平成29年度からの交流施設供用開始に合わせて、開設準備(農園整備・利用者募集等)
		工程	①② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地産地消の推進や地域産業の活性化が図られるとともに、市民の農業体験、レクリエーションの場として、豊かなライフサイクルの実現につながります。

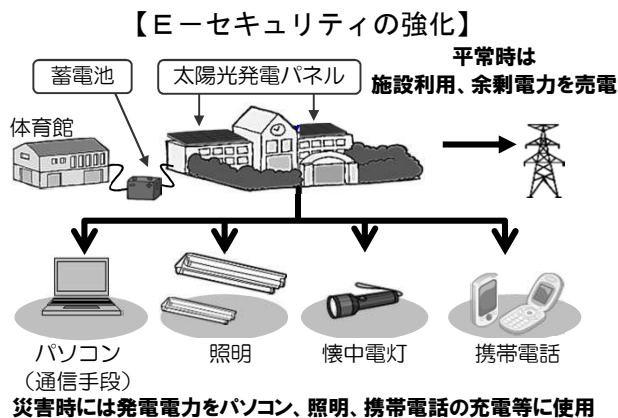
49-1 全市立学校のエネルギーセキュリティ確保

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

災害時のエネルギーセキュリティ(注)を確保するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するため、平成27年度末までに、全市立学校に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進します。

【現状(平成25年3月末時点)】

・平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」において、リーディング事業①「E-セキュリティ(エネルギーセキュリティ)の強化」で防災拠点となっている市立学校152校に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を位置付けています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	31校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	設置事業者決定後、31校に太陽光発電設備及び蓄電池を設置		
		工程	—————▶		
平成26年度	61校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	61校の太陽光発電設備及び蓄電池を設置		
		工程	—————▶		
平成27年度	60校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	60校の太陽光発電設備及び蓄電池を設置		
		工程	—————▶		
平成28年度		取組内容			
		工程			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

学校に太陽光発電設備及び蓄電池を設置することで、環境教育の推進が図られるとともに、エネルギーセキュリティが確保されます。

注 エネルギーセキュリティとは、災害時等に必要最低限のエネルギーを確保すること。

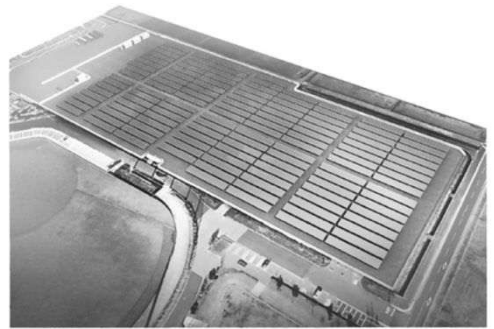
49-2 メガソーラー推進事業 ～ SUN-SUN Power Project ～

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

日本一の晴天日を誇る本市の太陽エネルギーを最大限活用するため、平成27年度末までに、1MW(注1)以上のメガソーラー(注2)を2か所に誘致します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」において、未利用市有地に計2MWのメガソーラーの設置を目標としています。
- ・岩槻区川通地区において、本市初のメガソーラーの民間事業者を《第1弾》として公募しました。



【メガソーラー完成イメージ図】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・岩槻区川通地区について平成25年度事業開始に向けた手続を実施 ・新規個所の実施に向けた候補地選定等準備作業を実施	取組内容	《岩槻区川通地区》 ①事業者選定、基本協定等締結 ②施設施工状況確認、FIT(固定価格買取制度)手続、発電事業開始 《新規個所》 ③候補地選定等準備作業
		工程	
平成26年度	・岩槻区川通地区本格稼働 ・新規個所の事業者公募及び発電開始に向けた作業を実施	取組内容	《岩槻区川通地区》 ①発電事業実施状況確認、地域貢献等開始 《新規個所》 ②事業者公募、選定、基本協定等締結 ③事業者による施工に向けた諸業務
		工程	
平成27年度	新規個所の竣工及び発電開始	取組内容	《新規個所》 ①施設施工状況確認、FIT(固定価格買取制度)手続 ②発電事業開始
		工程	
平成28年度	新規個所本格稼働	取組内容	《新規個所》 発電事業実施状況確認、地域貢献等開始
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

未利用市有地の有効活用、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消という3つの課題が同時に解決され、継続的に成長する環境未来都市が実現されます。

注1 1MWとは、1メガワットと読み 1,000キロワット(kW)のこと。

注2 メガソーラーとは、1MWを超える大規模な太陽光発電施設のこと。

49-3 市有施設太陽光発電設備設置プロジェクト

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

災害時のエネルギーセキュリティ(注)を確保するとともに、低炭素なまちづくりを推進するため、平成28年度末までに、区役所などの市有施設15か所に太陽光発電設備等を設置します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・本市では地球温暖化対策としてこれまで太陽光発電設置に取り組み、48施設に合計672kWの太陽光発電設備を設置しました。
- ・東日本大震災の影響で、原発への依存度を低減しつつ、低炭素社会を実現すること、災害時のエネルギーセキュリティを確保することが必要であることから、引き続き太陽光発電設備の設置を推進します。



【大宮武道館の太陽光発電設備(32.3kW)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	市有施設への太陽光発電設備等の設置に係る導入可能性調査	取組内容	市有施設への導入可能性調査			
		工程	—————▶			
平成26年度	市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査の実施	取組内容	①市有施設の導入可能性調査の実施 ②平成27年度に設置を行う市有施設の設計			
		工程	① —————▶ ② —————▶			
平成27年度	市有施設3か所への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	①市有施設へ設置(3か所) ②平成28年度に設置を行う市有施設の設計			
		工程	① —————▶ ② —————▶			
平成28年度	市有施設12か所への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	①市有施設へ設置(12か所) ②平成29年度に設置を行う市有施設の設計			
		工程	① —————▶ ② —————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市有施設に太陽光発電設備等を設置することで、再生可能エネルギーの推進が図られるとともに、エネルギーセキュリティが確保されます。

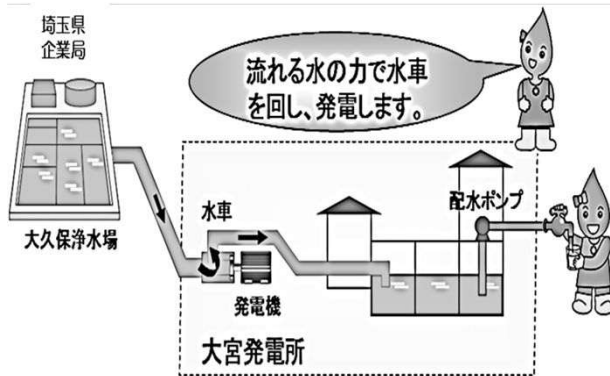
49-4 環境にやさしい小水力発電の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

環境への貢献に取り組むため、平成26年度末までに、再生可能エネルギーである未利用水力を利用した小水力発電設備を2配水場に導入します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・ 埼玉県企業局大久保浄水場から送られてきた水の圧力と流量を利用して3配水場で小水力発電設備4基が稼働しています。
- 【水道局単独事業】
- 白幡配水場 平成15年度設置 年間約41万kWh発電
- 【企業との共同事業】
- 大宮配水場 平成23年度設置 年間約40万kWh発電
- 北部配水場 平成23年度設置 (2基) 年間約76万kWh発電



【小水力発電イメージ図 (大宮配水場)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木配水場に小水力発電設備を設置、運転開始・稼働 ・ 深作配水場に小水力発電設備を設置 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備(年間約47万kWh発電)設置工事、運転開始・稼働 ②深作配水場 小水力発電設備(年間約43万kWh発電)設置工事
		工程	① ② <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">● → 運転開始</div>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木小水力発電稼働 ・ 深作小水力発電運転開始・稼働 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備稼働 ②深作配水場 小水力発電設備設置工事、運転開始・稼働
		工程	① ② ● → 運転開始
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木小水力発電稼働 ・ 深作小水力発電稼働 ・ 設置可能調査(設置可能配水場調査) 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備稼働 ②深作配水場 小水力発電設備稼働 ③設置可能調査(設置可能配水場調査)
		工程	① ② ③
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木小水力発電稼働 ・ 深作小水力発電稼働 ・ 設置可能調査(事業可能性の検証) 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備稼働 ②深作配水場 小水力発電設備稼働 ③設置可能調査(事業可能性の検証)
		工程	① ② ③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

再生可能エネルギーである未利用水力が有効活用され、継続的に成長する環境未来都市が構築されます。

担当 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 電話:048-829-1324
 水道局 給水部 配水課 電話:048-714-3112

49-5 新クリーンセンター整備によるごみ発電の促進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

焼却施設及びリサイクルセンターを平成26年度末までに整備し、ごみ発電を促進します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・現在5か所の焼却施設が稼働中ですが、その内2か所の施設は老朽化が進んでおり、ごみ発電を実施していません。
- ・老朽化が進んだ2施設の代替として、平成27年度の供用開始を目指して新クリーンセンターを建設しており、平成24年度末の工事進捗率は14%でした。



【新クリーンセンター完成イメージ図】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	施設工事進捗率36%	取組内容	①熱回収施設、リサイクルセンター、余熱体験施設の建設工事及び施工管理 ②環境影響評価事後調査(注)、維持管理運営協議
		工程	① 建設工事・施工管理 ② 環境影響評価事後調査・維持管理運営協議
平成26年度	施設完成	取組内容	①熱回収施設、リサイクルセンター、余熱体験施設の建設工事、旧埋立処分場の適正閉鎖工事及び施工管理 ②環境影響評価事後調査、維持管理運営協議
		工程	① 建設工事・施工管理 ② 環境影響評価事後調査・維持管理運営協議
平成27年度	発電等施設運営	取組内容	①特別目的会社による施設完成後の維持管理運営 ②環境影響評価事後調査、維持管理モニタリングの実施
		工程	① 維持管理運営 ② 環境影響評価事後調査・管理運営
平成28年度	発電等施設運営	取組内容	①維持管理運営 ②環境影響評価事後報告、維持管理モニタリングの実施
		工程	① 維持管理運営 ② 運営管理

(3) 達成時の効果(アウトカム)

環境負荷を低減するとともに、資源・熱エネルギーが効率的に回収され、環境にやさしい持続可能な都市が構築されます。

注 環境影響評価事後調査・報告とは、工事实施中・実施後における環境への影響を継続的に調査、報告するもの。

49-6 木質等バイオマスエネルギーの普及拡大

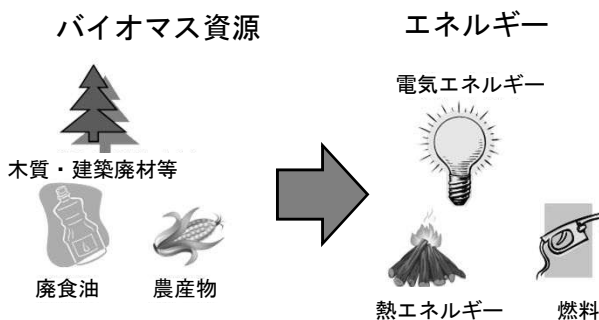
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギーを導入するため、平成28年度末までに、バイオマスエネルギーの活用を開始します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- 平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」の中で、木質バイオマスを始めとしたバイオマスエネルギーの利用可能性について、「利用可能量が少ないが、活用に向けて前向きに検討を進めていくエネルギー」として位置付けています。

【バイオマスエネルギー活用のイメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	バイオマスエネルギー活用の先進事例等の調査	取組内容	バイオマスエネルギー活用の先進事例等の調査			
		工程	➡			
平成26年度	バイオマスエネルギー活用の課題について検討	取組内容	①調査結果に基づき、バイオマスエネルギー活用の課題について検討 ②関係機関とバイオマスエネルギーの活用について協議 ③秩父市森林バイオマス事業分科会への参加			
		工程	① ➡	② ➡	③ ●	③ ●
平成27年度	バイオマスエネルギーの活用実現に向けて協議実施	取組内容	①関係機関とバイオマスエネルギー活用について協議 ②民間企業等との連携や支援なども含め、活用実現に向けた検討 ③広域での連携手法の検討			
		工程	➡			
平成28年度	バイオマスエネルギー活用の開始	取組内容	これまでの協議内容を取りまとめ、他自治体や民間企業との連携によるバイオマスエネルギー活用の開始			
		工程	➡			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

民間企業等と連携したバイオマスエネルギーの活用を促進することにより、再生可能エネルギーが身近に感じられ、環境への意識が高まります。

49-7 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の推進

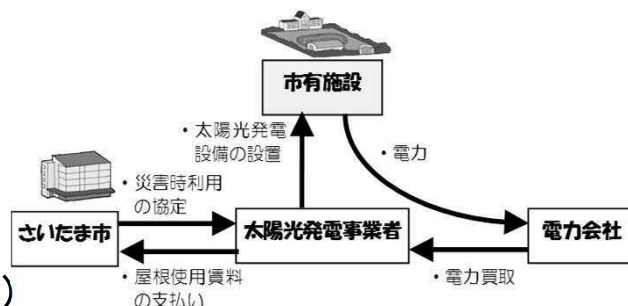
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギー導入を促進するため、平成27年度末までに、市有施設の屋根貸し（注）を実施します。

【現状(平成25年3月末時点)】

・平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」における再生可能エネルギーの導入手法の一つとして、推進手法⑦「地域分散型太陽光発電設備の設置によるメガソーラーの推進手法の実現（市有施設の屋根貸し）」に位置付けています。

【屋根貸しによる太陽光発電設備設置のイメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	屋根貸し事業の検討	取組内容	屋根貸しの事業スキームについての検討
		工程	—————→
平成26年度	屋根貸し事業の検討	取組内容	①屋根貸し事業の対象施設の選定 ②事業者選定の基準等の条件整理
		工程	① —————→ ② —————→
平成27年度	屋根貸し事業の開始	取組内容	屋根貸し事業の開始(事業者の募集、選考・決定、太陽光発電の設置)
		工程	—————→
平成28年度	屋根貸し事業の継続	取組内容	屋根貸し事業の継続
		工程	—————→

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市有施設に太陽光発電設備等を設置することで、再生可能エネルギーの推進が図られるとともに、エネルギーセキュリティが確保されます。

注 屋根貸しとは、事業者等に市有施設の屋根を貸し、事業者が太陽光発電を設置する事業のこと。発電した電力は売電し事業者の収益となるが、災害時は太陽光発電電力を施設で使用できるようにするため、エネルギーセキュリティを確保できる。

49-8 市民ファンド等の市民参画による再生可能エネルギーの導入促進

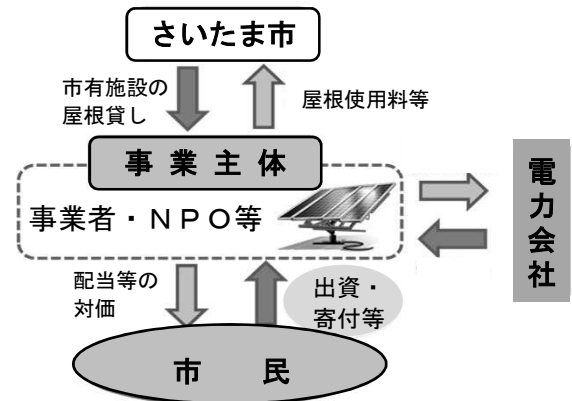
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進するため、平成28年度末までに、市民ファンドや寄付等の市民参画による手法を実施します。

【市民参画による太陽光発電設備設置のイメージ】

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- 平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」における再生可能エネルギーの導入手法の一つとして、推進手法⑨「市民参画による太陽光発電設備の設置促進」に市民ファンドの設立等の検討を位置付けています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	市民ファンドや寄付等の市民参画の再生可能エネルギー導入手法の調査・研究	取組内容	先進事例等の調査・研究			
		工程	—————→			
平成26年度	関係機関と課題について検討・協議	取組内容	①関係機関と課題についての検討・協議 ②「都市と森をつなぐ再生可能エネルギー協議会」への参加による市民ファンドや寄付等の検討			
		工程	① —————→	② ●	② ●	② ●
平成27年度	市民参画の導入手法について、関係機関や地元企業等との調整	取組内容	関係機関や事業参加が見込まれる地元企業等との調整			
		工程	—————→			
平成28年度	各種団体や民間企業との連携による、市民参画による市民ファンドや寄付等を活用した事業の実施	取組内容	各種団体や民間企業等との連携による、市民参画による市民ファンドや寄付等を活用した事業の実施			
		工程	—————→			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民との協働の推進が図られるとともに、市民が再生可能エネルギーの活用に関与しやすくなります。

◎ 環境センターの統廃合改修と東楽園を健康センター（温水プール付）に！

50 環境センターからサーマルエネルギーセンターへ！ ～西部環境センターと東部環境センターの統廃合～

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

現在稼働中の東西環境センターを統廃合し、廃棄物の安定処理と、東楽園への熱エネルギー供給も含め、熱利用を一層推進するため、平成33年度の供用開始を目指して、平成28年度末までに事業者を決定します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・ごみは、市内5か所の焼却施設で処理していますが、老朽化が進んだクリーンセンター大崎第一工場と岩槻環境センターの代替施設として、現在新クリーンセンターの建設を進めております。
- ・更に東西環境センターを統廃合し、新たにサーマルエネルギーセンターを整備することで、右図に示す3施設体制とすることを検討しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程
平成25年度	PFI手法(注1)の活用について検討し、導入の有無を決定	<p>取組内容</p> <p>①統廃合施設の基本計画について検討し、併せてさいたま市PFI活用指針に基づき、民間活力の活用が有効か調査検討します。</p> <p>②環境に与える影響について評価するため、整備予定地周辺の環境状況を調査するための計画書を策定します。</p> <p>工程</p> <p>① 調査計画書 公告縦覧 住民説明会</p>
平成26年度	統廃合施設の基本計画を策定	<p>取組内容</p> <p>①統廃合施設の基本計画を策定します。</p> <p>②環境に与える影響について評価するため、計画書に基づき四季を通じて現況調査を行い、現在の周辺環境状況を把握します。</p> <p>工程</p> <p>① 敷地測量、地質調査</p>
平成27年度	環境影響評価の準備書を策定	<p>取組内容</p> <p>①事業者を選定するため、基本計画を基に発注に向けた仕様書を作成します。</p> <p>②環境に与える影響について、現況調査に基づき予測を行い、環境負荷を低減するための対策を盛り込んだ準備書を策定します。</p> <p>工程</p>
平成28年度	統廃合施設の整備事業者を決定	<p>取組内容</p> <p>①発注仕様書に基づき入札を行い、整備事業者を決定します。</p> <p>②環境に与える影響について、準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書を策定します。</p> <p>工程</p> <p>① 準備書公告 住民説明会 公聴会</p> <p>② 事業者決定 評価書公告</p>

(3) 達成時の効果(アウトカム)

環境センターの統廃合による効率的な施設運営を図ることで、ごみ処理に要するコストと環境負荷を低減するとともに、東楽園への供給を含めた熱エネルギーの有効活用を促進します。

注 PFI手法とは、公共サービスを市民に提供するための事業方式で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政支出で提供するものです。

担当 環境局 施設部 環境施設課 電話:048-829-1340

保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話:048-829-1259